

指定居宅介護（予防）支援事業所 運営規程
社会福祉法人 光優会

（事業の目的）

第1条 本規程は、社会福祉法人光優会が開設する居宅介護（予防）支援光憂館（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下、「介護支援専門員等」という。）が、要介護（要支援）状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護（予防）支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護（要支援）者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護（予防）支援 光憂館
- ②所在地 岡山県総社市日羽456番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

介護支援専門員 2名（常勤・管理者を兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護（予防）支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間/休業日）

第5条 事業所の営業日/営業時間及び休業日は、次のとおりとする。

- ② 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。
- ③ 休日 : 土・日・祝祭日及び12月29日から1月3日の年末年始とする。
- ③提供時間 : 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護(予防)支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ①利用者の相談を受ける場所 ご利用者様のご自宅及び第3条に規定する事業所内等
 - ②使用する課題分析表の種類 『課題分析標準項目』の23の情報項目を網羅した居宅介護支援 光憂館独自のものを使用する。
 - ③サービス担当者会議の開催場所 ご利用者様のご自宅
 - ④介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
(介護予防支援の場合は 最低3ヶ月に1回)
 - ⑤モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 1 (予防)居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、利用者又はその家族に対し、文書を交付し説明を行い、理解を得るようにつとめる。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、総社市及び倉敷市真備町

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護(予防)支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理の体制)

第9条 事業所は、自らが提供した居宅介護（予防）支援又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する。

2 事業所は、その提供した居宅介護支援等に関し、保険者が行う文書その他の物件若しくは提示の求め、または質問、照会に応じ利用者からの苦情に関しての調査に協力する。また、保険者からの、指導、助言を受けた場合は、必要な改善を速やかに行う。

3 苦情及び虐待の相談受付は、以下の通りとする。

- ① 受付窓口 石井 規正（居宅介護支援 光憂館 介護支援専門員）
- ② 解決責任者 池上 通子（居宅介護支援 光憂館 管理者）
- ③ 受付時間 午前9時から午後5時
- ④ 受付曜日 月曜日から金曜日
- ⑤ 受付電話番号 0866-99-0505
- ⑦ その他の行政機関

総社市（長寿介護課 0866-92-8369）

岡山県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情処理 086-223-8811）

倉敷市真備町 真備保健福祉課 国保介護係（086-698-5112）

- ⑧ 第三者委員 熊谷 慶一（特別養護老人ホーム 施設長）
連絡先 086-955-2223

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を当法人にて講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための再発を防止するための対策を検討する委員会（**テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。**）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
- ② 虐待の防止のための指針を整備する
- ③ 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的を実施
- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備及び担当者を置く
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 身体拘束等の適正化の推進

- ① 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない
- ② 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録しなければならない

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持することとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護（予防）支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(附 則)

本規程は、2021年6月17日から施行する。

本規程は、2022年8月1日から施行する。

本規程は、2022年10月1日から施行する。

本規程は、2022年12月1日から施行する。

本規程は、2023年5月1日から施行する。

本規程は、2024年4月1日から施行する